

政令第 号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表二百十八号の項中「延岡市」を「宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字末市一万三千九百八十三番一から同町大字七折字高野一万三千二十二番一まで及び延岡市」に、「四百二十一番四」を「四百二十一番一」に改め、同表三百十七号の項中「五百九十七番まで」を「二万六百二番一まで」に、「五百二十二番二」を「二万五百二十二番二」に改める。

附 則

この政令は、平成三十年十一月十一日から施行する。

理由

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を追加して指定する等の必要があるからである。